様式１

事業報告書

医療法人整理番号			10055	
報告期間	自		令和6年4月1日	
	至		令和7年3月31日	
1 事業報告書の概要				
	(1)	名称	医療法人南和会	
		分類①	社団（出資持分なし）	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
		分類②	特定医療法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2)	事務所の所在地 都道府県	山口県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	岩国市	
		町名・番地	由宇町千鳥ヶ丘一丁目１番１号	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3)	設立認可年月日	昭和43年6月21日	
	(4)	設立登記年月日	昭和43年6月21日	
	(5)	理事長の氏名 姓	吉居	
		名	俊朗	
		役員及び評議員の人数	21	理事長を含む人数を記載すること。
		役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要				
	(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
	(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
	(2)	附帯業務	記載はこちら	
	(3)	収益業務	記載はこちら	
	(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
	(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

10055

戻る

様式１：1-(2)

事業報告書

1-(2) 従たる事務所の所在地　　該当なし

都道府県	市区町村	町名･番地	建物名

様式１：1-(5)

事業報告書

1-(5) 役員及び評議員

役職	姓	名	備考
理事	吉居	俊朗	理事長　みどり病院・みどり介護医療院管理者
理事	柳川	耕作	副理事長　千鳥ヶ丘病院管理者
理事	水野	嘉明	介護老人保健施設みどり荘管理者
理事	森本	哲雄	介護老人保健施設なんわ荘管理者
理事	藤中	秀幸	
理事	灰谷	誠治	常務理事
監事	重田	正雄	
監事	近藤	秀樹	
評議員	藤﨑	秀生	経営有識者
評議員	西村	拓	経営有識者
評議員	末村	元正	経営有識者
評議員	宮野	稔	医療を受ける者
評議員	浅井	佐	医療を受ける者
評議員	時盛	純	経営有識者
評議員	豊島	貴子	経営有識者
評議員	是國	正樹	医療を受ける者
評議員	長野	英彦	経営有識者
評議員	河村	真志	経営有識者
評議員	長安	秀明	経営有識者
評議員	築岡	孝征	歯科医師
評議員	伊藤	進一郎	経営有識者

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	千鳥ヶ丘病院		3517210617	岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目1番1号	0	0	0	0	270	0	0
病院	みどり病院		3517210872	国市由宇町３５９番地１	0	120	0	0	0	0	0

様式１：2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

（介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	みどり荘		3557280099	岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目1番1号	50	50
介護老人保健施設	なんわ荘		3550880011	岩国市尾津町五丁目7番30号	80	67
介護医療院	みどり介護医療院		35B0800016	岩国市由宇町３５９番地１	60	0

戻る
様式１：2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）　該当なし

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
なんわ荘居宅介護支援事業		岩国市尾津町五丁目7番30号	
南和会つづ居宅介護支援事業		岩国市通津２５９４－２	
デイサービスつづ倶楽部		岩国市通津２４７０	
なんわ荘在宅介護支援センター	岩国市	岩国市尾津町五丁目7番30号	
南和会つづ在宅介護支援センター	岩国市	岩国市通津２５９４－２	

注） 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

戻る
様式１：2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）　該当なし

種類	実施場所	備考

様式１：2-(4)-(9)

事業報告書

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

日付	議決又は同意した事項
令和6年5月27日	令和５年度事業報告
	令和５年度決算報告及び同監査報
	令和５年度特定医療法人定期提出書類
	役員改選について
	令和６年度役員報酬限度額
令和7年3月28日	評議員選任について
	令和７年度事業計画
	令和７年度収支予算
	令和７年度借入金額の最高限度額

注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注）
1．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

日付	他の法律、通知等において指定された内容

注）全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

日付	記載事項

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式２

法人名　医療法人南和会

※医療法人整理番号	10055

所在地　山口県岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目１番１号

財　産　目　録

（令和　７年　３月３１日現在）

１．資　産　額　4,898,446 千円
２．負　債　額　744,944 千円
３．純　資　産　額　4,153,502 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		2,233,928
Ｂ　固　定　資　産		2,664,518
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	4,898,446
Ｄ　負　債　合　計		744,944
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	4,153,502

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式3－1

法人名　医療法人南和会
所在地　山口県岩国市由宇町千鳥ヶ丘一丁目１番１号

※医療法人整理番号 10055

貸借対照表

令和7年3月31日　現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ　流動資産	2,233,928	Ⅰ　流動負債	594,798
現金及び預金	1,642,462	買掛金	22,517
事業未収金	553,554	短期借入金	400,000
たな卸資産	23,974	未払金	5,242
前払費用	4,670	未払費用	141,823
その他の流動資産	9,268	未払法人税等	8,215
前払費用		預り金	2,022
その他の流動資産		従業員預り金	14,979
		その他の流動負債	0
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
Ⅱ　固定資産	2,664,518		
1 有形固定資産	2,109,546	Ⅱ　固定負債	150,146
建物	881,640	長期借入金	142,774
構築物	52,758	長期リース債務	7,372
医療用器械備品	21,092	繰延税金負債	
その他の器械備品	23,877	その他引当金	
車両及び船舶	1,568	その他の固定負債	
土地	1,115,094		
その他の有形固定資産	13,517		
その他の有形固定資産			
		負債合計	744,944
		純資産の部	
2 無形固定資産	13,110	科目	金額
ソフトウェア	10,182	Ⅰ　基金	
その他の無形固定資産	2,928		
その他の無形固定資産		Ⅱ　積立金	4,153,502
		繰越利益積立金	4,148,502
3 その他の資産	541,862	その他積立金	5,000
長期貸付金	600	その他積立金	
繰延税金資産	16,559		
その他長期貸付金	524,703		
その他長期貸付金			
役職員等長期貸付金			
長期前払費用		Ⅲ　評価・換算差額等	
繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	4,153,502
資産合計	4,898,446	負債・純資産合計	4,898,446

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人南和会
所在地　山口県岩国市由宇町千房ヶ丘一丁目１番１号

医療法人整理番号	10055

損　益　計　算　書

自　令和6年4月1日　至　令和7年3月31日

（単位：千円）

科目		金額	
Ⅰ　事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			3,554,995
2 事業費用			
(1) 事業費		3,416,222	
(2) 本部費		92,937	3,509,159
本来業務事業利益			45,836
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			76,460
2 事業費用			108,111
附帯業務事業損失			31,651
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業利益			14,185
Ⅱ　事業外収益			
受取利息		179	
その他の事業外収益		63,238	63,417
Ⅲ　事業外費用			
支払利息		3,387	
その他の事業外費用		13,057	16,444
経常利益			61,158
Ⅳ　特別利益			
固定資産売却益		35	
その他の特別利益		0	35
Ⅴ　特別損失			
固定資産売却損		94	
その他の特別損失		0	94
税引前当期純利益			61,099
法人税・住民税及び事業税		12,825	
法人税等調整額		0	12,825
当期純利益			48,274

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人南和会
理事長 吉居 俊朗　殿

私たちは、医療法人南和会の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2)　会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4)　理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月１９日
医療法人南和会
監事　重田　正雄
監事　近藤　秀樹